

小牧市高齢者等見守り事業者ネットワーク事業協定 通報マニュアル

この協定は、小牧市民の安心な暮らしのため、事業者の皆さんが地域を見守り、異変に気づいたときは市へ通報することで、いち早く、市民にとって必要な支援が受けられるようにするものです。

異変かな？と思われたら・・・

通報された方の所属・氏名、発見日時、場所、対象者の様子、異変内容、
していただいたこと など。

(※想定される異変例)

- ・新聞や郵便物など配布物がポストにたまっている。
- ・同じ洗濯物が何日も続けて干したままになっている。
- ・住宅から異臭がする。
- ・何日か呼びかけても返事等の反応がない。
- ・日中に明かりがつけっ放し / 夜間になっても明かりがつかない。
- ・数日前から昼間に雨戸が閉じたままている。
- ・子どもの泣き叫ぶ声が頻繁に聞こえる。

など

電話で下記へご連絡ください。

小牧市役所 福祉部 地域包括ケア推進課	0568-76-1193
------------------------	--------------

◎開庁時間 平日9時00分から16時00分まで

**※生命に関わる緊急案件は、直接、警察(110)か
消防(119)へ**

■通報者への配慮

通報者に関する情報(事業所名など)は、当活動の事務にのみ使用します。

通報に誤り等があった場合、または通報を行うことができなかった場合でも、生じた問題について、その責任を問われないものとします。

■通報後の対応

市は、関係機関等から情報収集を行い、情報を整理した後、該当者宅を訪問等して安否等の確認をします。また、市関係機関と連携し、民生・児童委員、地域包括支援センターなどによる訪問、福祉サービスの提供、見守り活動につなげます。